

鳥獣保護管理法に基づく 狩猟鳥獣等の見直しについて（諮問）

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会
令和4年6月2日

1. 検討対象について

狩猟と許可捕獲等との違い

		狩猟	許可捕獲等 (指定管理鳥獣捕獲等事業を含む)
考え方		一定の条件の下で、 狩猟者の自由意思に基づいて、多様な目的 で行われる捕獲行為	許可権者により 限定された条件 （捕獲数・時期・区域・方法等）の下で、 特定の目的 で行われる捕獲行為
捕獲の実施者		狩猟者	個別の申請者
条件	目的		学術研究、鳥獣の管理、その他
	対象鳥獣	<u>狩猟鳥獣（48種）</u> ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵
	捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)
	実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)
	実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域
個別の手続き		狩猟免許の取得、狩猟者登録	許可の取得

狩猟免許制度の概要

法において、狩猟は、「法定猟法により、**狩猟鳥獣**の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、**法令で定められた制限**を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
※放鳥獣区にのみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）
※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1000円）

狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日（東北3県のカモ類のみ11/1～1/31）
北海道：10月1日～1月31日
（第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

現在の狩猟鳥獣

鳥獣保護管理法第2条第7項

この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

鳥類28種類		
1	カワウ	15 コジュケイ
2	ゴイサギ	16 ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）
3	マガモ	17 キジ
4	カルガモ	18 バン
5	コガモ	19 ヤマシギ（アマミヤマシギ除く）
6	ヨシガモ	20 タシギ
7	ヒドリガモ	21 キジバト
8	オナガガモ	22 ヒヨドリ
9	ハシビロガモ	23 ニュウナイスズメ
10	ホシハジロ	24 スズメ
11	キンクロハジロ	25 ムクドリ
12	スズガモ	26 ミヤマガラス
13	クロガモ	27 ハシボソガラス
14	エゾライチョウ	28 ハシブトガラス

獣類20種類		
1	ノウサギ	11 イタチ（オスに限る）
2	ユキウサギ	12 シベリアイタチ（長崎県対馬市の個体群以外の個体群）
3	台湾リス	13 ミンク
4	シマリス	14 アナグマ
5	ツキノワグマ	15 ハクビシン
6	ヒグマ	16 イノシシ
7	アライグマ	17 ニホンジカ
8	タヌキ	18 ヌートリア
9	キツネ	19 ノイヌ
10	テン（ツシマテンを除く）	20 ノネコ

狩猟鳥獣の変遷

	S.24(1949)	S.25(1950)	S.38(1963)	S.46(1971)	S.50(1975)	S.53(1978)	H.6(1994)	H.15(2003)	H.19(2007)	H.24(2012)	H.29(2017)	R3(2021)	
鳥	ヒシクイ												
	マガン												
	アイサ類	ミコアイサ											
		カワアイサ											
		ウミアイサ											
										カワウ			
	ゴイサギ												
	キジ												
		コウライキジ											
	ヤマドリ									ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)			
	ウズラ												
	エゾライチョウ												
	コジュケイ												
カモ類(オンドリを除く)	オナガガモ												
	コガモ												
	ヨシガモ												
	マガモ												
	カルガモ												
	ヒドリガモ												
	ハンビロガモ												
	ホシハジロ												
	キンクロハジロ												
	スズガモ												
	クロガモ												
	ビロウドキンクロ												
コオリガモ													
類	バン												
	オオバン												
	ヤマシギ									ヤマシギ(アマミヤマシギを除く)			
	タシギ												
	ジシギ												
	キジバト												
	カラス(ホシガラスを除く)	ハシブトガラス											
		ハシボソガラス											
		ミヤマガラス											
		ワタリガラス											
	スズメ												
ニューナイスズメ													
									ヒヨドリ				
									ムクドリ				
計	46種	47種	47種	34種	31種	30種	29種	28種	29種	28種	28種	28種	

狩猟鳥獣の変遷

	S.24(1949)	S.25(1950)	S.38(1963)	S.46(1971)	S.50(1975)	S.53(1978)	H.6(1994)	H.15(2003)	H.19(2007)	H.24(2012)	H.29(2017)	R3(2021)	
獣	ムササビ												
	リス類	リス											
		シマリス											
	タイワンリス												
	テン	テン(ツシマテンを除く)											
	クマ							ツキノワグマ					
	ヒグマ												
	イノシシ							(イノブタ含む)イノシシ					
	キツネ												
	タヌキ												
類	アナグマ												
	イタチ(♂)							イタチ(オスに限る)					
								チョウセンイタチ(オスに限る)			チョウセンイタチ	シベリアイタチ(対馬以外の個体群)	
	ノウサギ												
							ユキウサギ						
	ノネコ												
	ノイヌ												
	ヌートリア												
	シカ(♂)							シカ		ニホンジカ			
								ハクビシン					
						アライグマ							
						ミンク							
計	17種	17種	18種	17種	17種	17種	18種	20種	20種	20種	20種	20種	

狩猟鳥獣の指定の考え方

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（抜粋）
〈令和3年環境省告示第69号〉

I 第四 1

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
 - ① 当該鳥獣の保護の観点
 - ② 生物多様性の確保の観点
 - ③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する。

国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

イ 保護及び管理の考え方

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

狩猟鳥獣の指定の解除、禁止、制限の考え方

		考え方
指定の解除		<ul style="list-style-type: none"> ・希少鳥獣に指定された場合 ・指定の考え方に該当しなくなった場合
捕獲の禁止又は制限	全国での捕獲禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・当該鳥獣の保護に悪影響があり、指定の考え方に該当しなくなるおそれがある場合
	地域的な捕獲禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> ・地域的に当該鳥獣（特に絶滅のおそれのある地域個体群又は情報が不足している地域個体群）の保護に悪影響がある場合
	都道府県知事権限による捕獲の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の都道府県において当該鳥獣（特に絶滅のおそれのある地域個体群又は情報が不足している地域個体群）の保護に悪影響がある場合

国による狩猟鳥獣に関する規制（期間、数、猟法）

狩猟期間(2条9項)

北海道以外は10/15~4/15、北海道は9/15~4/15



狩猟鳥獣の保護のため環境大臣が限定

狩猟期間の限定(11条)

北海道以外は11/15~2/15（東北3県のカモ類のみ11/1~1/31）
北海道は10/1~1/31（※猟区は別途規定）

狩猟鳥獣(2条7項)

鳥類 カワウ、**ゴイサギ**、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、**バン**、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ（対馬個体群除く）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

法定猟法(2条6項)

- 銃器 装薬銃及び空気銃
- 網 むそう網、はり網、つき網及びなげ網
- わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな

捕獲等の禁止/制限(12条1項)

①区域・期間を定めた禁止(1号)

- ツキノワグマ（三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域）
- シマリス（北海道）
- ヤマドリ（全国（一部の放鳥獣猟区を除く））
- ヒヨドリ（東京都小笠原村、鹿児島県奄美市、大島郡、沖縄県）

②捕獲数の制限(2号)

- エゾライチョウ2羽
- ヤマドリ・キジ合計2羽
- コジュケイ5羽
- カモ類合計5羽（ただし、網を使用する場合は、狩猟期間に合計200羽）
- キジバト10羽
- **バン3羽**
- ヤマシギ・タシギ合計5羽

③猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- ユキウサギ・ノウサギ以外の鳥獣をはり網を使用する方法
- 運行中の自動車からの銃猟
- 同時に31以上のわなを使うこと
- 鳥類・ヒグマ・ツキノワグマにわなを使用する方法
- イノシシ・ニホンジカにくくりわな（輪の直径が12cm以上、締付け防止金具が未装着、よりもどしが未装着、ワイヤーの直径が4mm未満に限る）やとらばさみを使うこと
- 矢を使用する方法など

2. 今回見直しに係る本日までの検討経緯について

見直しの経緯・スケジュール

令和3年

10月 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための
基本的な指針 告示

11月～ 都道府県・関係団体への意見照会

12月23日 中央環境審議会 野生生物小委員会
(諮問予定の内容やスケジュールについて報告)

令和4年

2月7日 狩猟鳥獣の見直し検討会
(意見照会結果・調査結果等を踏まえ、見直しの方向性について検討)

3～4月 パブリックコメント

4月 公聴会

6月2日 中央環境審議会 野生生物小委員会 (諮問)

6月 農林水産省への法定協議

7月15日 一部改正省令公布 (予定)

9月15日 一部改正省令施行 (予定)

※令和4年狩猟期までに施行予定

3. 諮問対象について

3-1. 諮問対象について (狩猟鳥獣の見直し)

国による狩猟鳥獣に関する規制（期間、数、猟法）

狩猟期間(2条9項)

北海道以外は10/15~4/15、北海道は9/15~4/15



狩猟鳥獣の保護のため環境大臣が限定

狩猟期間の限定(11条)

北海道以外は11/15~2/15（東北3県のカモ類のみ11/1~1/31）
北海道は10/1~1/31（※猟区は別途規定）

狩猟鳥獣(2条7項)

鳥類 カワウ、**ゴイサギ**、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、**バン**、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ（対馬個体群除く）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

法定猟法(2条6項)

- 銃器 装薬銃及び空気銃
- 網 むそう網、はり網、つき網及びなげ網
- わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな

捕獲等の禁止/制限(12条1項)

①区域・期間を定めた禁止(1号)

- ツキノワグマ（三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域）
- シマリス（北海道）
- ヤマドリ（全国（一部の放鳥獣猟区を除く））
- ヒヨドリ（東京都小笠原村、鹿児島県奄美市、大島郡、沖縄県）

②捕獲数の制限(2号)

- エゾライチョウ2羽
- ヤマドリ・キジ合計2羽
- コジュケイ5羽
- カモ類合計5羽（ただし、網を使用する場合は、狩猟期間に合計200羽）
- キジバト10羽
- **バン3羽**
- ヤマシギ・タシギ合計5羽

③猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- ユキウサギ・ノウサギ以外の鳥獣をはり網を使用する方法
- 運行中の自動車からの銃猟
- 同時に31以上のわなを使うこと
- 鳥類・ヒグマ・ツキノワグマにわなを使用する方法
- イノシシ・ニホンジカにくくりわな（輪の直径が12cm以上、締付け防止金具が未装着、よりもどしが未装着、ワイヤーの直径が4mm未満に限る）やとらばさみを使うこと
- 矢を使用する方法など

ゴイサギ

【レッドデータブック】地方版：4都県

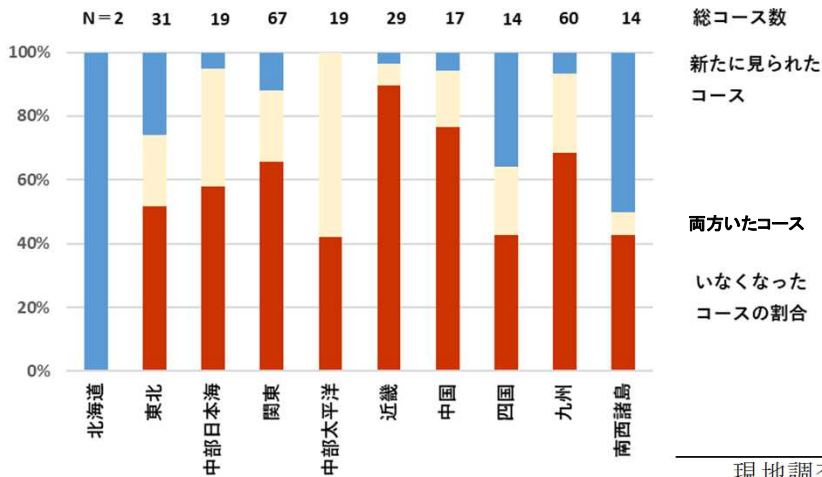
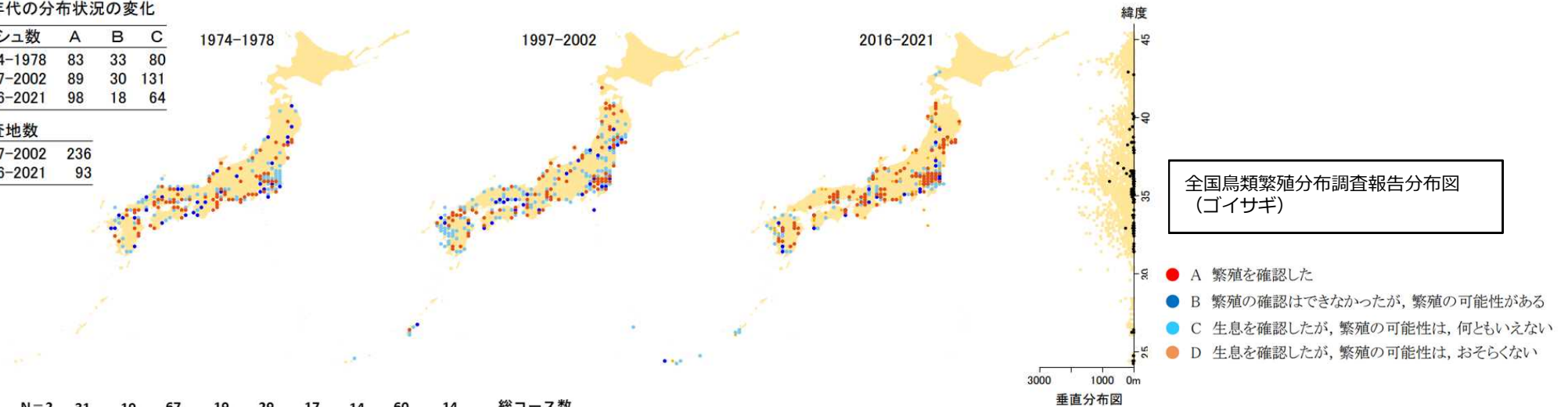
【生息状況等】2010年代では記録メッシュ数が大きく減少し、1990年代と2010年代にはほぼ同じコースを調査できた現地調査の記録からも、236地点から93地点へと大きく減少しており、減少傾向が顕著である。外来魚の増加に伴う小魚の減少や、圃場整備にともなう水田の水生生物の減少などの影響が懸念される。

【捕獲状況】年間の捕獲数は600～1000羽前後。狩猟よりも許可捕獲での捕獲数が多い。

各年代の分布状況の変化

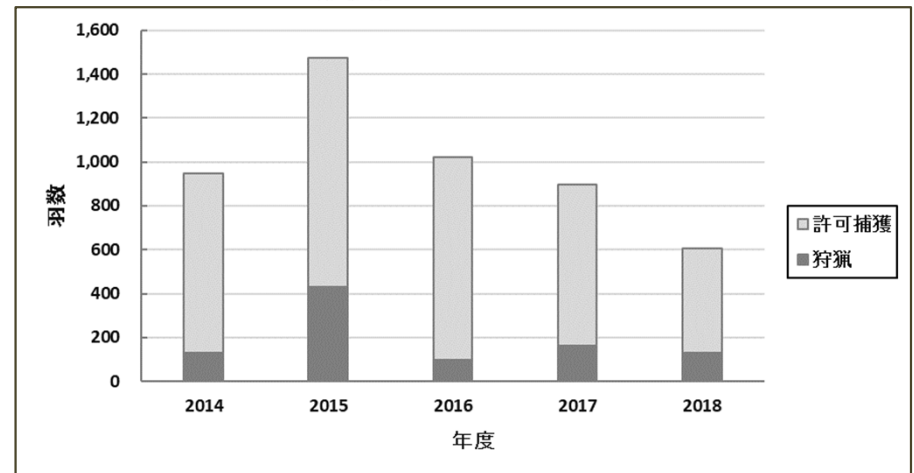
メッシュ数	A	B	C
1974-1978	83	33	80
1997-2002	89	30	131
2016-2021	98	18	64

調査地数	
1997-2002	236
2016-2021	93



現地調査の総個体数		
1990年代	2010年代	増減
6188	726	-88.3

90年代からの地域別の記録状況の変化 (ゴイサギ)



ゴイサギの捕獲数の近年の推移

バン

【レッドデータブック】地方版：10都県

【生息状況等】1970年代以降、記録メッシュ数は減少傾向にあり、1990年代と2010年代にほぼ同じコースを調査できた現地調査の記録からも、87地点から42地点へと減少している。水田の圃場整備や農地の質的な変化による水田の生物の減少などが影響している可能性がある。

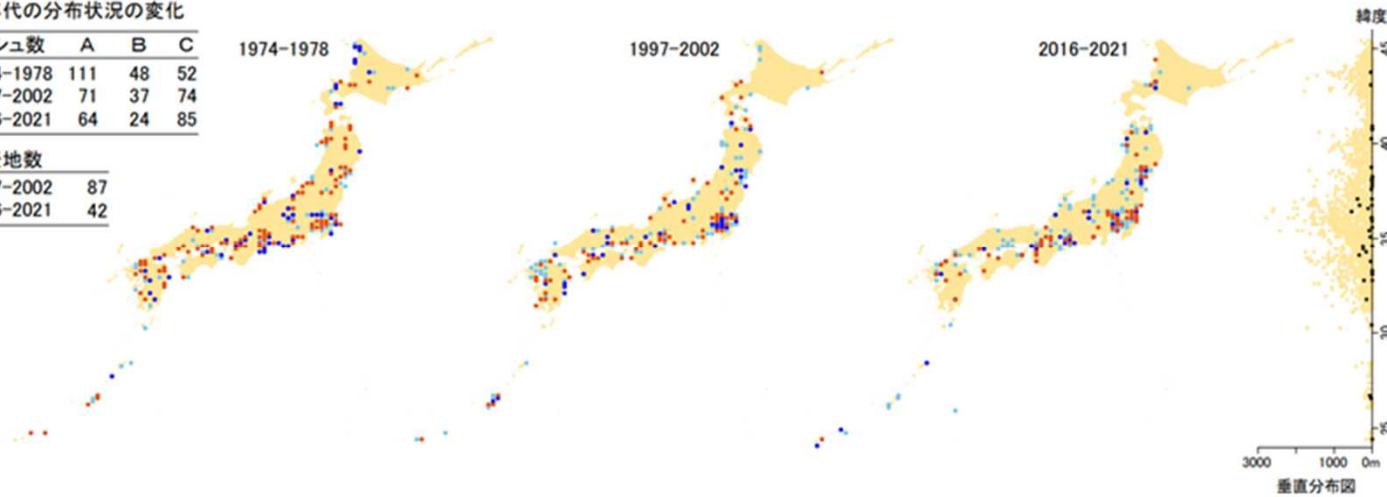
【捕獲状況】狩猟による捕獲数は年間150～300羽程度であるが、近年減少傾向にある。

各年代の分布状況の変化

メッシュ数	A	B	C
1974-1978	111	48	52
1997-2002	71	37	74
2016-2021	64	24	85

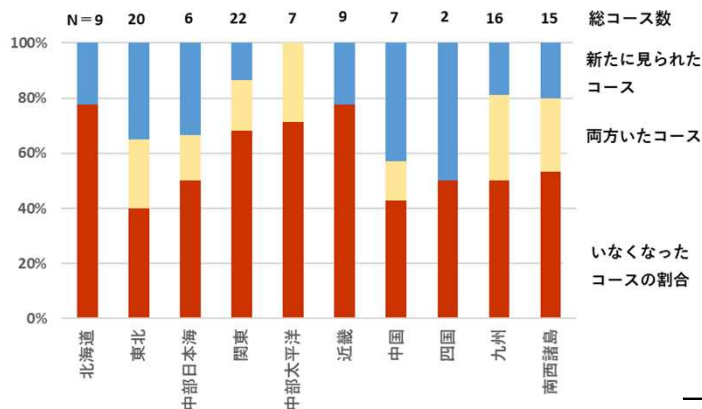
調査地数

1997-2002	87
2016-2021	42



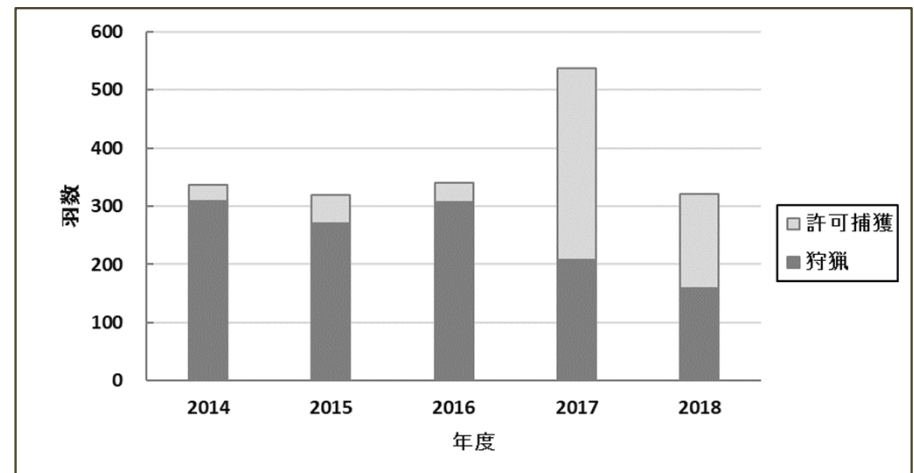
全国鳥類繁殖分布調査報告分布図
(バン)

- A 繁殖を確認した
- B 繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性はある
- C 生息を確認したが、繁殖の可能性は、何ともいえない
- D 生息を確認したが、繁殖の可能性は、おそらくない



90年代からの地域別の記録状況の変化 (バン)

現地調査の総個体数		
1990年代	2010年代	増減
202	84	-58.4



バンの捕獲数の近年の推移

ゴイサギ・バンの狩猟鳥獣指定解除について

【都道府県等の要望・意向】

- ゴイサギ・滋賀県及び福井県、日本野鳥の会から狩猟鳥獣からの指定解除の要望あり。
 - ・指定解除への賛否については、賛成が20府県、現行のままでよいが9府県。
- バン
 - ・滋賀県及び福井県、日本野鳥の会から狩猟鳥獣からの指定解除の要望あり。
 - ・指定解除への賛否については賛成が23府県、現行のままでよいが6県。

【公聴会の意見概要】

公述人	賛否の別	賛否に係る理由
公益財団法人 日本野鳥の会 理事長	賛成	2016年～2021年に実施した全国鳥類繁殖分布調査結果と、1970年代及び1990年代に実施された同調査結果の比較により、ゴイサギ及びバンともに生息確認地点数が大幅に減少していること、また、狩猟による捕獲数も平成10年当時と比較して現在は1/10以下に減少しており、個体数の減少がうかがえ、かつ狩猟資源としての利用も少ないことから指定の変更は妥当であることから、賛成するものである。 なお、両種ともに水辺環境を利用する種である。全国鳥類繁殖分布調査結果から同様の環境を利用するカイツブリなど小型の魚食性に共通して分布の縮小が認められたことから、水辺環境での生物多様性の保全に努められたい。
全国農業協同組合 中央会 代表理事会長	条件付き 賛成	狩猟鳥獣の指定の解除が検討されているゴイサギ及びバンによる農業被害が一部地域で発生しており、農作物への直接的な被害に加え、営農意欲の減退など、被害額として数字に表れる以上の影響を地域農業に及ぼしている。 狩猟鳥獣の解除にあたっては、対象鳥獣の個体数や農林水産業への被害状況・推移等を正確に把握・分析した上で指定・解除の判断を行うとともに、解除後も被害を着実に削減・防止するため、被害発生地域における許可捕獲の推進にかかる国の方針・取り組みをあわせて明確にする必要がある。 一般の狩猟鳥獣の指定の変更については、上記の実施を前提とすべき。
全国森林組合連合会 代表理事会長	賛成	変更案について異議なし
(一社)大日本猟友会 会長	賛成	両種とも確認地点数が大幅に減少しているとのことから、指定解除はやむを得ないと考えるものです。 なお、バンの近縁種で非狩猟鳥獣である「オオバン」については、近年関東地方等で生息数の大幅な増加が見られることから、生息数、生息地域、農作物等に対する害性等を注視し、必要性が高まった場合には、狩猟鳥獣の指定を検討することが必要と考えられます。
(一社)全日本狩猟倶楽部 会長	賛成	狩猟関係団体である狩猟者側の視点として、狩猟鳥獣の種類が減ることには否定的な意見はありますが、生息数の減少を起因とする捕獲の禁止及び制限については、種及び自然環境の保全という観点から基本的に異議はありません。 クイナ科バン：生息数の減少から、一部都道府県においてレッドリストへの指定実態などを考慮して、狩猟鳥獣指定の解除についてはやむを得ないと考えます。 サギ科ゴイサギ：レッドリストへの指定の有無、養殖業への被害実態、年間での狩猟における捕獲数が少ないことから、狩猟鳥獣指定解除の合理性があるほど生息数が減少している実態があるのか、その根拠に疑問が残ります。当該の狩猟鳥獣指定解除の判断基準となるエビデンスの開示を求めます。

その他の狩猟鳥獣

【指定解除について】

○鳥類

- ・一部の都道府県及び関係団体から指定解除の要望（ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモ、ヤマシギ）
- ・指定の変更を検討するほどの状況の変化は認められない。

○哺乳類

- ・指定の変更を検討するほどの状況の変化は認められない。

【新規指定について】

- ・一部都道府県から新規指定の要望あり。
- ・新規指定の要望があった種は、生活環境被害や農林水産業被害が問題となっている種（ドバト、アオサギ、オオバン等）及び特定外来生物に指定されている種（ガビチョウ、ソウシチョウ、キョン、マスカラット等）であった。

→ 被害を発生させている種については、狩猟鳥獣に指定しなくとも許可捕獲による対応が可能。

→ 生息状況に関する情報が不十分な種については、狩猟鳥獣に指定した場合に当該鳥獣の保護に大きな影響が出る可能性がある。

→ ドバトのように多くが都市域に生息している種では、危険な捕獲行為が増加するおそれもあり、また所有権のあるレース鳩の誤捕獲が発生し、所有権を侵害するおそれ。

→ 特定外来生物については、狩猟鳥獣の指定がその管理に資する可能性も考えられる一方で、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する必要がある、これらを確認できた上で、狩猟鳥獣に指定を検討する必要がある。

見直しの方針

【見直しの方針】

ゴイサギとバンについては、

○2021年に公表された全国鳥類繁殖分布調査などの最新の調査結果において、生息確認地点数が大幅に減少していることが確認され、狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の保護の観点から著しい支障を及ぼす可能性があり、指定の考え方に該当しなくなったと考えられること。

○地方公共団体、関係団体等からも狩猟鳥獣指定の解除について要望があること。

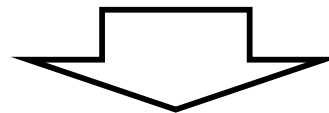
を踏まえ、狩猟鳥獣の指定の解除を行いたい。

※なお、当該鳥獣については農作物等の被害防止の目的で捕獲も行われており、関係団体からは、指定解除後も被害を着実に削減・防止する必要性について指摘されていることから、基本指針に即して各都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に基づき、農作物等の被害状況に応じ、許可捕獲等の実施が可能であることを都道府県に伝達する。

狩猟鳥獣の変更（案）

【現行】

科名	種名(括弧内学名)
サギ科	ゴイサギ(<i>Nycticorax nycticorax</i>)
クイナ科	バン(<i>Gallinula chloropus</i>)



【改正案】

※指定の解除

3-2. 諮問対象について (狩猟期間の変更)

国による狩猟鳥獣に関する規制（期間、数、猟法）

狩猟期間(2条9項)

北海道以外は10/15~4/15、北海道は9/15~4/15



狩猟鳥獣の保護のため環境大臣が限定

狩猟期間の限定(11条)

北海道以外は11/15~2/15（東北3県のカモ類のみ11/1~1/31）
北海道は10/1~1/31（※猟区は別途規定）

狩猟鳥獣(2条7項)

鳥類 カワウ、**ゴイサギ**、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、**バン**、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ（対馬個体群除く）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

法定猟法(2条6項)

- 1 銃器 装薬銃及び空気銃
- 2 網 むそう網、はり網、つき網及びなげ網
- 3 わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな

捕獲等の禁止/制限(12条1項)

①区域・期間を定めた禁止(1号)

- ツキノワグマ（三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域）
- シマリス（北海道）
- ヤマドリ（全国（一部の放鳥獣猟区を除く））
- ヒヨドリ（東京都小笠原村、鹿児島県奄美市、大島郡、沖縄県）

②捕獲数の制限(2号)

- エゾライチョウ2羽
- ヤマドリ・キジ合計2羽
- コジュケイ5羽
- カモ類合計5羽（ただし、網を使用する場合は、狩猟期間に合計200羽）
- キジバト10羽
- **バン3羽**
- ヤマシギ・タシギ合計5羽

狩猟鳥獣の保護のための規制

③猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- ユキウサギ・ノウサギ以外の鳥獣をはり網を使用する方法
- 運行中の自動車からの銃猟
- 同時に31以上のわなを使うこと
- 鳥類・ヒグマ・ツキノワグマにわなを使用する方法
- イノシシ・ニホンジカにくくりわな（輪の直径が12cm以上、締付け防止金具が未装着、よりもどしが未装着、ワイヤーの直径が4mm未満に限る）やとらばさみを使うこと
- 矢を使用する方法など

狩猟鳥獣の捕獲等の期間

鳥獣保護管理法施行規則

第9条 法第11条第2項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

※当該狩猟鳥獣の捕獲等をする期間は、第2種特定鳥獣管理計画の策定により、本来の法定狩猟期間（10月15日～翌4月15日）の範囲内で延長が可能（鳥獣保護管理法第14条第2項）。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であって、猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテリユンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリユンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）を捕獲する場合には、毎年11月1日から翌年1月31日まで）
北海道の区域	毎年10月1日から翌年1月31日まで（猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで）

狩猟期間について

【現行】

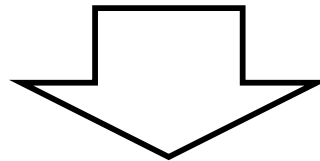
青森県、秋田県、山形県では、カモ類の狩猟期間が北海道を除く他地域より15日早く、11月1日～1月31日に設定。（3県の知事、狩猟者団体等の要望を受け昭和63年より設定）

【都道府県等の要望】

- ・近年の暖冬や少雪の影響を踏まえ、全国の一般的な狩猟期間（11月15日～翌年2月15日）に変更していただきたい旨、県猟友会からも要望があり、本県のカモ類の狩猟期間も全国の一般的な狩猟期間へと変更することが望ましい（青森県、山形県、秋田県）
- ・昨今の地球温暖化の影響と考えられる暖冬傾向のため、南下時期が以前と比べて遅くなっていることから、現在の猟期とカモ猟の適期との間に乖離が生じており、他の都府県と同様の11月15日～2月15日に変更することを要望（大日本猟友会）。

【意見】

- ・カモ類の保護の観点から、狩猟期間を11月15日～2月15日に変更しても問題は生じないと考えられる（日本野鳥の会、バードリサーチ）。



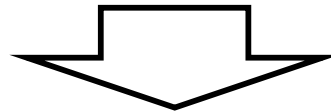
【見直しの方針】

- ・カモ類の鳥獣の保護上の支障の有無、都道府県及び関係団体からの要望を踏まえ、東北3県におけるカモ類の狩猟期間については、北海道以外の地域における狩猟期間である11月15日～2月15日に変更する

狩猟期間の変更（案）

【現行】

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	・毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であって、 <u>猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリユンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリユンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）</u> を捕獲する場合にあっては、毎年11月1日から翌年1月31日まで）



【改正案】

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	・毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで）

3-3. 諮問対象について (狩猟鳥獣の捕獲等の禁止)

国による狩猟鳥獣に関する規制（期間、数、猟法）

狩猟期間(2条9項)

北海道以外は10/15~4/15、北海道は9/15~4/15



狩猟鳥獣の保護のため環境大臣が限定

狩猟期間の限定(11条)

北海道以外は11/15~2/15（東北3県のカモ類のみ11/1~1/31）
北海道は10/1~1/31（※猟区は別途規定）

狩猟鳥獣(2条7項)

鳥類 カワウ、**ゴイサギ**、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、**バン**、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類 タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ（対馬個体群除く）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

法定猟法(2条6項)

- | | | |
|---|----|------------------------|
| 1 | 銃器 | 装薬銃及び空気銃 |
| 2 | 網 | むそう網、はり網、つき網及びなげ網 |
| 3 | わな | くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな |

捕獲等の禁止/制限(12条1項)

①区域・期間を定めた禁止(1号)

- ツキノワグマ（三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域）
- シマリス（北海道）
- ヤマドリ（全国（一部の放鳥獣猟区を除く））
- ヒヨドリ（東京都小笠原村、鹿児島県奄美市、大島郡、沖縄県）

②捕獲数の制限(2号)

- エゾライチョウ2羽
- ヤマドリ・キジ合計2羽
- コジュケイ5羽
- カモ類合計5羽（ただし、網を使用する場合は、狩猟期間に合計200羽）
- キジバト10羽
- **バン3羽**
- ヤマシギ・タシギ合計5羽

③猟法の禁止(禁止猟法)(3号)

- ユキウサギ・ノウサギ以外の鳥獣をはり網を使用する方法
- 運行中の自動車からの銃猟
- 同時に31以上のわなを使うこと
- 鳥類・ヒグマ・ツキノワグマにわなを使用する方法
- イノシシ・ニホンジカにくくりわな（輪の直径が12cm以上、締付け防止金具が未装着、よりもどしが未装着、ワイヤーの直径が4mm未満に限る）やとらばさみを使うこと
- 矢を使用する方法など

狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について

【現行】

国際的又は全国的に特に保護を図る観点から、区域又は期間を定めて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止。

【生息状況等】

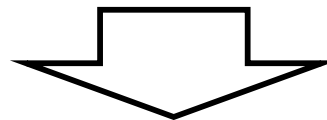
捕獲等の禁止又は制限を変更するほどの、生息状況の著しい改善等の変化が見られていない

【都道府県等の要望】

都道府県への意見照会の結果、現行の禁止や制限を延長することを要望

【公聴会の意見概要】

公述人	賛否の別	賛否に係る理由
公益財団法人 日本野鳥の会 理事長	賛成	現行の捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、捕獲等の禁止を変更するほどの生息状況の改善等情報がないことから、捕獲等の禁止を継続することは妥当であることから、賛成するものである。
全国農業協同組合中央会 代表理事会長	賛成	対象鳥獣にかかる生息状況の著しい変化が見られないこと等があるため。
全国森林組合連合会 代表理事会長	賛成	変更案について異議なし
(一社)大日本猟友会 会長	賛成	4種とも現行の捕獲禁止措置の延長であり、特段の支障はありません。
(一社)全日本狩猟倶楽部 会長	賛成	捕獲等を禁止する期間を延長することについて、異議はありません。 「ヤマドリ雌及びキジ雌の捕獲等禁止の期間延長」に関して、弊会で集約された意見として「鳥類捕獲の狩猟者が激減しているにもかかわらず、当該鳥類の生息状況の改善が見られない原因として、シカ・イノシシの繁殖増により地上に営巣する鳥類への環境悪化の可能性」を指摘するものでした。鳥猟の視点からは、今以上に獣類の個体数調整を進め鳥獣の生息バランスの回復を求める意見となりました。



【見直しの方針】

捕獲等の禁止期間を令和9年9月14日まで延長することとする。

狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の変更（案）

①ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）について捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）
・禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日	・禁止期間は令和4年9月15日から令和9年9月14日

②ヒヨドリについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県	・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県
・禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日	・禁止期間は令和4年9月15日から令和9年9月14日

③ツキノワグマについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
・禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日	・禁止期間は令和4年9月15日から令和9年9月14日

④シマリスについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は北海道	・禁止する区域は北海道
・禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日	・禁止期間は令和4年9月15日から令和9年9月14日

※狩猟鳥獣の指定が解除となった場合

⑤バンの捕獲等の数の制限

現行	改正案
・捕獲等の数の一日当たりの上限は3羽	（制限の解除）

パブリックコメントの結果（概要）

一部改正省令案について、広く国民からの意見を募集するため、令和4年3月24日（木）から4月22日（金）までの間、パブリックコメントを実施。意見提出のあった個人・団体数は189者であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、195件あった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	186	0	0	186
団体	3	0	0	3
計	189	0	0	189

2. 提出された主な意見と意見数

(1) 狩猟鳥獣の指定の変更（バン、ゴイサギの指定解除）について

意見の種別	件数	意見の内容
賛成	4	・生息が確認されている地点数が大幅に減少している事を確認し、指定解除に速やかに移行することに賛成。 ・ゴイサギが減少していることを実感しており、指定解除することに賛成。
反対	1	・現状でも鳥類の生息数は減少しており、更に減少を促す改正案には反対。
その他	178	・ノネコ、ノイヌを狩猟鳥獣から外すべき。 ・スズメを狩猟鳥獣から外すべき。 ・ホンドテンを狩猟鳥獣から外すべき。

(2) 対象狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について

意見の種別	件数	意見の内容
賛成	1	・現状を踏まえて変更しており、賛成
反対	1	・カモ類の渡来・渡去の時期と狩猟期間に乖離が生じている科学的データが確認できない。狩猟団体の要望などだけでなく、市民や動物保護団体、環境団体の意見も確認すべき。
その他	—	—

(3) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止を定めることについて

意見の種別	件数	意見の内容
賛成	2	・現状を踏まえて変更しており、賛成。 ・クマ類について捕獲せざるを得ないのであれば、なるべく捕獲禁止期間を延長すべきであり、賛成。
反対	0	—
その他	—	—

(4) その他(8件)

- ・すべての動物について狩猟を禁止すべき。
- ・違法捕獲、誤認捕獲などを防ぐための方策をさらに実施すべき。
- ・動物の殺処分を禁止すべき。 等
- ・飼養目的、毛皮を利用する目的での狩猟は禁止すべき。
- ・鳥インフルエンザ発生時の狩猟のあり方についての規定を設けるべき。